

令和 6 年 1 月  
国土交通省総合政策局  
バリアフリー政策課

バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編・役務編）  
主要改定事項

① 障害者差別解消法改正を踏まえた国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の改正について

国土交通省では、令和 6 年 4 月 1 日に施行される障害者差別解消法及び同法に基づく基本方針の改正を踏まえて、国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について、障害者差別解消法の主な改正内容である「事業者における合理的配慮の提供の義務化」や基本方針の改正内容、意見交換会・パブリックコメントの結果を踏まえて、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供の具体例等を追加する改正を令和 5 年 11 月に行ったところである。

そのため、当該改正を踏まえ、「第 6 部 役務の提供に関するガイドライン」に参考として掲載している当該対応指針を改める。

② 障害者のための国際シンボルマーク（いわゆる車椅子マーク）について

鉄道、バスにおける車椅子スペースの表示等に使用されている、障害者のための国際シンボルマーク（いわゆる車椅子マーク）は、障害者が利用できる施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークであることから、「第 4 部 個別の車両等に関するガイドライン」において使用している「車椅子マーク」の表現を改める。

名称	概要等
障害者のための国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。

出典：内閣府 HP (<https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>)